

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

(医療保険・介護保険)

1 事業所の概要

(1) 訪問看護ステーションの指定番号及びサービス提供地域

事業所名	訪問看護ステーションきょうわ
所在地	東京都文京区千駄木5丁目17番3号
事業所番号	東京都知事指定 介護保険事業所番号1367195829
サービスを提供する地域	文京区 その他の隣接区（別途相談） *上記以外の方もご相談ください

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
サービス提供者	保健師	0名		0名
	看護師	6名	3名	9名
	理学療法士		7名	7名
事務職員			1名	1名

(3) 営業日時

月曜日～金曜日	午前8:30時～午後5:30時 早朝夜間についてはご相談ください
土・日・年末年始	休業（ご相談ください）

* 緊急連絡対応可

(4) ステーションの方針

訪問看護師等は Warm Heart(温かい心)、High Skills(優れた技術)、Holistic Judgment (適確な判断) の3つをモットーとし、東京都及び区・その他で実施する研修を受け資質の向上を図りながらサービス提供に努めています。

2 訪問看護の内容

- (1) 病状の観察、心身の観察とケア
- (2) 日常生活の援助と指導
(食事指導・排泄介助・身体の清潔保持・床ずれ予防及び処置)
- (3) 医療器具の管理 (酸素療法・カテーテル管理等)
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア (終末期のケア)
- (6) 介護者、家族の健康、療養、介護についての相談
- (7) 各種在宅サービスに関する相談と情報提供
- (8) その他、主治医の指示による処置

3 利用料

利用料は別紙によります。交通費は文京区内無料ですが、文京区以外で必要な場合は実費をいただきます。

【緊急時対応】医療保険の場合

深夜時間帯(22 時～6 時まで)または緊急性の高い場合は、タクシーを利用し、その実費をご負担いただきます。

- 業務時間外：訪問看護師自宅から利用者宅までの往復運賃
- 業務時間内：訪問看護ステーションから利用者宅までの往復運賃

4 利用料の支払い

請求書は翌月 10 日頃にお届けます。方法は下記から選べます。

- 郵便局自動払い込み
利用月の翌月 15 日に口座から振替させていただきます。
所定の申し込み用紙にご記入の上、看護師にお渡してください。
- 訪問看護の際に現金で支払う
お支払いは、請求書がお手元に届いた後、次の訪問時をお願いします。
- 訪問看護の際に電子マネーで決済
VISA、マスター、交通系等、IC チップ付きのカードが使えます。

5 訪問看護の中止(キャンセル)

訪問看護を中止する場合は前日の 17 時半までにご連絡ください。

それを過ぎての連絡は訪問 2 時間前までは半額頂いております。それ以降のキャンセルは全額いただきます。日時の変更の場合はこの通りではありません。

6 緊急時の対応

- (1) 訪問看護サービスの提供中に利用者の病状が急変したり、その他必要が生じた場合は事前の打ち合わせにより、速やかに主治医・親族・救急隊・居宅介護支援事業者等へ連絡をとるなど 必要な対応をします。

主 治 医	主治医氏名
	連絡先
ご 家 族	氏名
	連絡先

- (2) 緊急を要する訪問又は交通事情等により、予定の訪問日時の変更を行うことがありますのでご了承ください。その場合はステーションよりご連絡・ご説明させていただきます。また予定していた訪問看護師が訪問できなくなった場合は、代行の看護師が訪問いたします。

7 訪問看護ステーションからの理学療法士派遣について

理学療法士等による訪問看護はその訪問が、看護業務の一環のなかでリハビリテーションを中心としたものである時、看護職員に代わり訪問いたします。

8 契約の終了

サービスの終了を希望される利用者様は、文書又は口頭で1週間前までにお申し出ください。

9 虐待の防止について

ステーションは利用者様の人権の擁護・虐待の防止のために、必要があれば次に挙げる措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定し、苦情解決体制を整備しています。
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・介護相談員を受け入れます
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる状況を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者 管理者：大下 直子

10 サービスに関する苦情・相談窓口

(1) 当ステーションの訪問看護に関する相談及び苦情を承り対処いたします。

担当 管理者 大下 直子 電話 03-3822-0128

不在の場合は在席する職員が対応し、速やかに管理者に報告いたします。

(2) 当ステーション以外に、下記の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

文京区介護保険課介護保険相談係 電話 03-5803-1383

北区介護保険課保険相談窓口 電話 03-3908-1119

台東区介護保険課保険相談窓口 電話 03-5246-1245

荒川区介護保険課保険相談窓口 電話 03-3802-3111(内線 2431)

東京都国民健康保険団体連合会苦情対応窓口 電話 03-6238-0177

当ステーションで実施する訪問看護サービス事業の内容について、説明いたしました。

説明書の交付日 令和 年 月 日

事業者 事業所名 訪問看護ステーションきょうわ
事業者指定番号 1367195829
住所 東京都文京区千駄木 5 丁目 17 番 3 号

説明者 _____

事業者から、契約書及び本書面に基づいて訪問看護重要事項について説明を受けました。

つきましては、訪問看護ステーションきょうわに訪問看護の実施を依頼します。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

(利用者との続柄)

訪問看護ステーションきょうわ 利用料 (介護保険)

1. 基本料金 (訪問回数毎)

項目	単位	利用者様負担額		
		1割	2割	3割
20分未満 (短時間かつ頻回な処置が必要な時)	(介護予防) 303	345円	690円	1,035円
	(訪問看護) 314	358円	716円	1,074円
30分未満	(介護予防) 451	514円	1,028円	1,542円
	(訪問看護) 471	537円	1,074円	1,611円
30分以上60分未満	(介護予防) 794	905円	1,810円	2,715円
	(訪問看護) 823	938円	1,876円	2,814円
60分以上90分未満	(介護予防) 1,090	1,243円	2,486円	3,729円
	(訪問看護) 1,128	1,286円	2,572円	3,858円
理学療法士等の指定訪問看護 (1回20分以上)	(介護予防) 284	324円	648円	972円
	(訪問看護) 294	335円	670円	1,005円
(1日2回を超える場合90/100を乗じる)	(訪問看護) 794	905円	1,810円	2,715円
早朝加算 (06:00~08:00)		25%加算		
夜間加算 (18:00~22:00)		25%加算		
深夜加算 (22:00~06:00)		50%加算		
定期・随時サービスと連携	(訪問看護) 2,961円	3,375円/月		

- ・ 厚生労働大臣が定める一単位の単価11.40円
- ・ 利用者負担額には、サービス提供体制強化加算6単位/回 7円 (1回あたり) の加算を算定
- * キャンセル料 事前に連絡が無い場合などに請求する場合あり
- * 予定の訪問時間を1分過ぎますと、次の訪問単位になります。

2. 各種加算料金

項目	単位	利用者負担額		
		1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算 I	600	684円	1,368円	2,052円
	II	574	654円	1,308円
特別管理加算 I	500	570円	1,140円	1,710円
	II	250	285円	570円
複数名訪問加算1 (30分未満)	254	290円	580円	870円
	(30分以上)	402	458円	916円
複数名訪問加算2 (30分未満)	201	229円	458円	687円
	看護師と補助者 (30分以上)	317	361円	722円
長時間訪問看護加算	300	342円	684円	1,026円
ターミナルケア加算	2,500	2,850円	5,700円	8,550円
初回加算 I (管理加算あり)	350	399円	798円	1,197円
	II	300	342円	684円
退院時共同指導加算	600	684円	1,368円	2,052円
看護・介護職員連携強化加算	250	285円	570円	855円
サービス提供体制加算 (イ)	6	7円	14円	21円
	(ロ)	3	3円	6円
介護予防訪問看護 看護体制強化加算	100	114円	228円	342円
看護体制強化加算 I	550	627円	1,254円	1,881円
	II	200	228円	456円
口腔連携強化加算	50	57円	114円	171円

- ・ 緊急時訪問看護加算（必要に応じて緊急訪問対応契約）
 - 24時間いつでも連絡ができ、状況に応じて訪問する体制
 - ※月の内2回目以降の訪問が早朝・夜間・深夜の場合、算定
 - （Ⅰ）1. 電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制
 - 2. 緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合
 - （Ⅱ）（Ⅰ）の1に該当する。
- ・ 特別管理加算
 - （Ⅰ）気管切開患者指導管理、留置カテーテルの状態の場合
 - （Ⅱ）在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等
- ・ 長時間（90分以上）の訪問加算
 - 特別管理加算対象者に1回の時間が90分を超える訪問看護を行った場合
- ・ ターミナルケア加算（在宅で看取りに必要なケアがなされた時）
 - 24時間連絡体制を確保し、死亡前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に加算が算定
- ・ 初回加算
 - 新規の利用者様、過去2ヶ月間（歴月）に当該訪問看護事業所から訪問看護を受けてない方
要介護⇔要支援への区分変更の利用者
 - （Ⅰ）新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院・施設などから退院又は退所した当日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合
 - （Ⅱ）同上で翌日以降に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合
- ・ 退院時共同指導加算
 - 入所・入院中の者が退所・退院にあたり、医師やその他の職員と共同で療養上の必要な指導を行った場合に算定 ※特別な管理加算がある場合は2回まで
（指導内容を文書以外の方法で提供することを可能とする。）
- ・ 看護・介護職員連携強化加算
 - 訪問介護職員等に対して、痰の吸引等が円滑に行われるように計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応の助言、実施状況の確認やそれに準じた会議に出席した場合に算定
- ・ サービス提供体制加算
 - 事業所の体制強化と質の向上を目的とし、一定の基準を満たした場合に算定
 - （イ）看護師等のうち勤続7年以上の者の割合が30%以上
 - （ロ）看護師等のうち勤続3年以上の者の割合が30%以上
- ・ 看護体制強化加算（加算算定の場合は、お知らせいたします）
 - 在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する
- ・ 口腔連携強化加算
 - 口腔の健康状態の評価を実施した場合において利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として一月に一回に限り所定単価数を加算する

訪問看護ステーションきょうわ 利用料 (医療保険)

1. 訪問看護基本療養費 I

〈上記の内訳〉

*2割3割の方は、利用料2倍・3倍になります

項目	算定用件等	利用料 (1割負担)
		看護師
訪問看護基本療養費 (I)	週3日まで	555 円
	週4日以降	655 円
	理学療法士の場合	555 円
訪問看護管理療養費	イ：機能強化型看護管理療養費1	1,323 円
	ロ：機能強化型看護管理療養費2	1,003 円
	ハ：機能強化型看護管理療養費3	870 円
	ニ：イからハまで以外の場合	767 円
訪問看護管理療養費 1	イ：月の2日目以降	300 円
訪問看護管理療養費 2	ロ：月の2日目以降	250 円
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	月 1 回	780 円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 月1回	イ 1	10 円
	ロ 2	20 円
	ハ 3	30 円
	ニ 4	40 円
	ホ 5	50 円
	ヘ 6	60 円
	ト 7	70 円
	チ 8	80 円
	リ 9	90 円
	ヌ 10	100 円
	ル 11	150 円
	ヲ 12	200 円
	ワ 13	250 円
	カ 14	300 円
	ヨ 15	350 円
	タ 16	400 円
	レ 17	450 円
	ソ 18	500 円

2. 訪問看護基本療養費 II

- 1 「同一建物居住者」に同一日に複数の訪問看護利用者がおり、訪問看護指示書に基づき同一訪問看護事業所から他の患者様にも訪問した場合に算定
- 2 同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者としてステーションが定めた看護師等又看護補助者と訪問する場合。

*2割3割の方は、利用料2倍・3倍になります

		算定用件等	利用料 (1割負担)
			看護師
1	同一日に2人	週3日目まで	550円
		週4日目以降	655円
	同一日に3人以上	週3日目まで	278円
		週4日目以降	328円
2	同時に複数の看護師	看護師・理学療法士	430円
		准看護師	380円
		看護補助者	300円

3. 訪問看護基本療養費 III

*在宅療養に備えて一時的に外泊をしている方で、国の定められた基準を満たしている方に、入院中1回 (又は2回) に限り算定。

*2割3割の方は、利用料2倍・3倍になります

利用料 (1割負担)
850円

4. 各種加算料金：

*2割3割の方は、利用料2倍・3倍になります

項目	算定要件等	利用料 (1割負担)
緊急訪問看護加算	イ：月14日目まで ロ：月15日以降	265円 200円
24時間対応体制加算 (月1回)	イ：24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組 ロ：イ以外の場合	680円 652円
特別管理加算 (月1回)	I：特別な管理のうち重症度の高い場合 II：特別な管理を要する場合	500円 250円
難病等複数回訪問加算	1日2回 1日3回以上	450円 800円
長時間訪問看護加算	特別管理加算、特別訪問看護指示書によるもので、90分の訪問看護に連続して行なわれる場合（週1回）	520円
退院時共同指導加算	2回まで(管理加算あり)	800円
退院支援指導加算	末期悪性腫瘍等、医療機器使用の患者	600円
夜間・早朝・深夜 訪問看護加算	夜間（18時～22時）・早朝（6時～8時） 深夜（22時～翌6時）	210円 420円
複数名訪問看護加算	国の定める条件に該当される方に限る（週1回）	430円
乳幼児加算（6歳未満） (1日につき1回加算)	厚生労働大臣が定める者※ 上記以外の場合	180円 130円
在宅患者連携指導加算 (月1回)	月に2回以上、主治医と連携し利用者及び家族に指導	300円
在宅患者緊急時カンファ レンス加算	月2回まで（急変事、治療方針変更時に主治医とカンファ レンスを行い、利用者様・ご家族に指導を行う）	200円
ターミナルケア加算 I	在宅で死亡前14日以内に2回以上訪問した場合	2,500円
ターミナルケア加算2	特別養護老人ホーム死亡前14日以内に2回以上訪問した場合	1,000円
情報提供療養費1	区市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合	150円
情報提供療養費2	義務教育諸学校からの求めに応じて提供した場合	
情報提供療養費3	保険医療機関等に入院又は入所するため情報提供書	

訪問看護ステーションきょうわ 利用料 (精神医療保険)

1. 訪問看護基本療養費 I

*2割・3割の方は、利用料2倍、3倍になります。

〈上記の内訳〉

(1割負担)

項 目	算定要件等	利用料
精神科訪問看護基本療養費 (I)	週3日目まで30分以上の場合	555円
	週3日目まで30分未満の場合	425円
	週4日目以降30分以上	655円
	週4日目以降30分未満	510円

又は

2. 訪問看護基本療養費 III

1 「同一建物居住者」に同一日に複数の訪問看護利用者がおり、訪問看護指示書に基づき同一訪問看護事業所から他の患者様にも訪問した場合に算定

*2割・3割の方は、利用料2倍、3倍になります。

(1割負担)

項 目	算定要件等	利用料	
精神科訪問看護基本療養費(III) (同一建物居住者)	①同一日に2人	週3日目まで30分以上	550円
		週3日目まで30分未満	425円
		週4日目以降30分以上	655円
		週4日目以降30分未満	510円
	②同一日に3人以上	週3日目まで30分以上	278円
		週3日目まで30分未満	213円
		週4日目以降30分以上	328円
		週4日目以降30分未満	255円
精神科基本療養費 II	精神科医師の指示により保健師・看護師又は作業療法士が精神障害者施設に同時に複数者に訪問看護を提供した場合(8名まで)	160円 <small>週3日に限り</small>	
精神科基本療養費 IV	在宅療養に備えて一時的に外泊している利用者に訪問看護を提供した場合	850円	

3. 精神科訪問看護基本療養費 (I) (III) の加算項目

*2割・3割の方は、利用料2倍、3倍になります。

(1割負担)

項 目	算定要件等	利用料	
精神緊急訪問看護加算	緊急の求めに応じて主治医の指示を受け訪問看護を行った	265円	
長時間精神科訪問看護	特別管理加算、特別訪問看護指示書によるもので、90分の	520円	
複数名精神科訪問看護加算	イ(保健師又は看護師) + (他の保健師・看護師)	450円	
	ロ(保健師又は看護師) + (准看護師)	380円	
	ハ(保健師又は看護師) + (看護補助者)	300円	
	二看護職員と補助者と同時に2回訪問する場合	600円	
夜間・早朝・深夜訪問看護加算	夜間 (18時～22時) ・早朝 (6時～8時)	210円	
	深夜 (22時～翌6時)	420円	
精神科複数回訪問加算	医師と連携し、一日に複数回の訪問看護を行った場合	2回訪問	450円
		3回以上	800円
精神科重症患者早期集中支援管理連携加算	保険医療機関と訪問看護ステーションが連携し訪問看護を行った場合	640円/月	

訪問看護ステーションきょうわ 利用料 (保険外)

1. エンゼルケア (処置材料費込み)

平日9時～18時	15,000円
土・日・祝・上記時間以外	20,000円

2. 自費

時間外	訪問看護時間30分につき (9時～18時)	5,000円/30分
	理学療法士20分につき (9時～18時)	4,000円/20分
	早朝 (06時～9時)	6,000円/30分
	夜間 (18時～20時)	
	深夜 (20時～06時)	7,000円/30分

自費での訪問看護について

- 「住み慣れた地域で生活をしたい」という点にかなう内容で多様化するニーズに応えるものとします。通常の保険適応サービス以外の訪問看護については全額自費で行います。
- サービスの実施は原則的に、自費サービスであっても主治医からの訪問看護指示書をうけて実施し、その内容経過を記録します。

契約年月日 令和 年 月 日
 契約者 事業所名

訪問看護ステーションきょうわ
 事業者指定番号 1367195829
 東京都文京区千駄木5丁目17番3号
 大下直子

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

(利用者との続柄)